

第4号様式（第8条関係）

議事録

会議名	令和7年度第1回寒川町国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和7年5月22日（木） 午後1時から午後2時		
開催場所	議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名、 及び名、 傍聴者数、	<p>出席者：（委員）大國委員、熊山委員、石井委員 山田委員、馬谷原委員、吉田委員 横山委員、西村委員 （事務局）[保険年金課]高木課長、吉野副主幹、田中主査</p> <p>欠席者：小林委員 傍聴者：0名</p>		
議題	<p>1 会長、副会長の選出について</p> <hr/> <p>2 令和7年度国民健康保険料率（案）について（資料1）</p>		
決定事項	<p>議題1 会長に山田委員、副会長に馬谷原委員が選出される （協議会規則により公益代表から選出）</p> <p>議題2 令和7年度国民健康保険料率（案）について承認</p>		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	<p>事務局：これより、令和7年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。 令和7年度の運営協議会につきましては、新たな任期を迎え、会長が決まるまでの間、私、保険年金課長の高木が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 次第の2. 委嘱状の交付に移りまして、今回は、前任の委員の皆様が本年3月をもって任期満了を迎え、この4月から新たな任期で運営協議会委員を各機関から、ご推薦頂きまして、皆様をお願いすることとなりました。 つきましては、ただ今から、委嘱状の交付を行います。 本日、町長が公務のため、副町長から委嘱状の交付を行います。</p> <p>副町長：委嘱状の交付、挨拶</p> <p>【副町長退出】</p> <p>委員：委員8名の挨拶</p>		

事務局： それでは、議題に入ります前に傍聴ですが、本日は傍聴の希望がありませんので、ご報告いたします。
なお、本日の出席委員は8名ですので、寒川町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により本会議は成立しております。

事務局： それでは、次第の3議題に移りまして、議題（1）「会長・副会長」でございます。
会長及び副会長の選任につきましては、寒川町国民健康保険運営協議会規則第3条により、公益を代表する委員、つまり議会推薦の委員3名から選挙することになっております。
そこで、公益代表の方々に候補者を互選していただき、会長、副会長を決定する内容で、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員： 【異議なし】

ありがとうございます。
公益代表委員3名の皆様につきましては、先日の19日に運営協議会の所掌事務などを含め、事前説明会を開催しております。その際、規則の規程から、会長、副会長の互選を協議していただきまして、会長につきましては山田委員、副会長につきましては馬谷原委員にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

委員： 【一同挙手】

事務局： それでは、会長に山田委員、副会長に馬谷原委員と決定いたしました。
それでは、恐縮ですが、両委員には、会長・副会長のお席にお着きいただきますようお願いいたします。

【会長・副会長あいさつ】

事務局： それでは、これ以降の議事進行につきましては、協議会規則第4条の規程により、山田会長に進行をお願いいたします。

会長： それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。
まず、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則第8条第2項により、会議録承認委員の指名を行います。会議録承認委員は、会長である私と、名簿順で大國委員を指名いたしますが、よろしいでしょうか。

委員： 【異議なし】

会長： 大國委員、よろしく申し上げます。
それでは、議題（2）「令和7年度国民健康保険料率（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 「令和7年度国民健康保険料率（案）」資料1より説明

会長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はございませんか。

委員：二点質問があります。一点目は保険料未払者に対する対応について、二点目は収入に対する所得割がありますが、海外在住時の収入があった方が、国民健康保険に加入した場合の保険料算定はどの様になっているのか。

事務局：一点目のご質問につきましては、今までは、保険料未納者に対して短期被保険者証と資格証明書という制度がありました。最初は、有効期間の短い短期被保険者証を交付し、催告書や納付勧奨を行い、それでも、納付されない方には、資格証明書を交付し、国民健康保険被保険者の資格はあるものの、保険料の納付がされていないため、医療機関等での窓口負担が10割負担となりました。マイナ保険証の運用開始に伴い、短期被保険者証と資格証明書は廃止されたため、1年以上（10期別）の滞納がある方に対しては、特別療養費償還払いとなり、医療機関等で10割支払い、保険料納付後に保険者負担分を後で被保険者に支払う手続きに変更となりました。
なお、国通知により特別療養費償還払いの実施前に納付勧奨通知、納付相談通知、特別な事情調査の通知、弁明の機会付与の通知などを実施する旨の通知がありました。
それでも、保険料納付の意思が無い場合には、令和7年7月に実施する資格確認書一斉更新にて、特別療養費の資格確認書等を交付する予定です。
二点目のご質問につきましては、外国在住に得ていた所得は、日本の所得として換算しないため、海外からの転入者は所得無しとなります。

委員：そうすると、所得無しとして保険料が算定されると思いますが、保険料はどれ位になりますでしょうか。

事務局：所得なしの一人あたりの年間保険料は、介護保険料込みで25,200円となります。

委員：12カ月で割ると1ヵ月あたり2,000円ぐらいになるということですね。
そうすると、医療費を全て賄うためには、税金も投入されるということですね。

事務局：保険料や国県町の負担金等で医療費を支出しております。

委員：最近、外国人の方が増えている状況で、一つだけ疑問に思っていることが、日本に来て直ぐに国民健康保険証が発行され、割と即日交付されていると思うのです。それは、日本に何か月以上在住することが条件だと思うのですが、明らかに直ぐに帰国されてしまう様な方が、国民健康保険証を持参して治療を受けにくるのですが、国民健康保険証を交付するにあたり、どの様な確認を行っているのでしょうか。
また、令和7年度の国民健康保険料算定にあたり想定収納率が92%となっていて、8%の方が未納となっていて疑問があります。

	<p>事務局：日本に滞在する外国人には、出入国在留管理庁より在留カードが交付されます。在留カードに記載されている在留期間に基づき、町民窓口課の転入手続きを行い、在留期間中の国民健康保険証を交付することとなります。ただし、国民健康保険証は2年に1回更新がありますので、有効期限は在留期間終了日か発行済みの国民健康保険証の有効期間終了日である令和7年7月31日のどちらか短い方となります。</p> <p>委員：現実には、当院へ来院される方の中には、来日して直ぐに国民健康保険証が交付されてくる方がいるのですが、何日間、日本に滞在すれば国民健康保険証は交付されるものなのでしょうか。</p> <p>事務局：国民健康保険の加入は、在留カードに記載されている在留期間に基づき、国民健康保険証を交付しております。なお、保険料率算定で使用している想定収納率は、近年の平均値から算定しております。</p> <p>会長：ご質問がなければ、議題（2）「令和7年度国民健康保険料率（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【一同挙手】</p> <p>会長：それでは、議題（2）「令和7年度国民健康保険料率（案）」につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>会長：本日予定されていた議題等については全て終了いたしました。会議次第「その他」として委員の皆様から何がございませんか。</p> <p>会長：なければ、事務局から何かありますか。</p> <p>事務局：次回の国民健康保険運営協議会の開催は、令和7年8月下旬に令和6年度決算報告等を議題といたしまして会議を開催したいと考えております。後日、通知を送付いたしますので、出席をよろしくお願いします。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。閉会のあいさつを馬谷原副会長よりお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【副会長あいさつ】</p> <p>会長：皆様、大変お疲れさまでした。</p>
配布資料	2 令和7年度国民健康保険料率（案）について（資料1）
議事録承認委員及び議事録確定年月日	<p style="text-align: center;">山田 政博 大國 一郎</p> <p style="text-align: right;">（令和7年6月 日確定）</p>